

三豊市立詫間中学校 「いじめ防止対策委員会」設置要項

(設置)

第1条

平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条

いじめは全ての学校、生徒に関係する問題であるという認識に基づいて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生じた場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。委員は次に掲げる者をもって充てる。

- ア 教務主任
- イ 学年主任
- ウ 生徒指導主事(いじめ対策主任)
- エ 養護教諭
- オ 特別支援教育コーディネーター
- カ スクールカウンセラー
- キ その他、委員長の判断により、必要に応じて法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

(取組内容)

第4条

委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、生徒や保護者の思いや情報が得られるよう努めるとともに、教員の指導力向上、いじめの未然防止及び早期発見、いじめが生じた場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

【業務内容】

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った生徒に対する指導
- カ いじめを行った生徒の保護者に対する助言

- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめの防止に係ること

(委員会の開催)

第5条

委員会は、原則として毎月1回開催する。いじめ発見の場合は、委員長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的かつ迅速な対応をする。

(庶務)

第6条

委員会の庶務は、生徒指導主事(いじめ対策主任)が処理する。

(その他)

第7条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は委員長が定める。

附 則 この要項は、平成26年4月1日から施行する。